自然共生サイトについて

背景

2022年12月、生物多様性条約 第15回締約国会議で2030年ま でに陸と海の30%以上を保全 する30by30などの新たな世界 目標が決定

自然共生サイト

環境省は、令和5年度から**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域**を「自然共生サイト」として認定開始。

<A 既存の保護地域>

自然公園 鳥獣保護区 など

→法的な規制あり

<B 自然共生サイト>

棚田、里地里山、水源 A+B=3 の森、ビオトープ、社 寺林、公園、緑地 など を目指す

_■2030年までに A+B=30%以上 を目指す

陸域 国20.5% 山口県14.2%

国際データベースへの登録

主な自然共生サイトの認定基準

| 境界・名称 | ・申請区域が確定していること |
|-----------|--|
| ガバナンス・管理 | ・土地所有者、活動責任者の同意があること ・複数の関係者が存在する場合、関係者間の定期 的な意思疎通の機会があること ・活動目的や内容に関して計画や文書があること |
| 生物多様性の価値 | · (1) ~ (9) のいずれかの価値を有すること |
| 管理による保全効果 | ・区域の活動が継続的に行われていること ・現在または将来の開発計画が存在しないこと ・モニタリングを概ね5年に1度実施していること |

(1)公的機関等に生物多様性保全上の重要性が既に認められている場

(2)原生的な自然生態系が存する場

(3)里地里山等の**二次的**な自然環境に特徴的な生態系が存する場

(4)**生態系サービス**を提供の場で、多様な動植物種からなる生態系が存する場

(5)伝統工芸や伝統行事等の地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場

(6)希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場

(7)分布が限定、特異な環境への依存等、生態に特殊性のある種が生息生育する場

(8)越冬、休息、繁殖、採餌、移動(渡り)など、動物の生活史にとって重要な場

(9)既存の保護地域に隣接接続するなど、**緩衝機能や連結性**を高める機能を有する場

自然共生サイトに関する (1&4)



- 自然共生サイトに認定された Q1 区域は何らかの法的規制がか かるのか。
- A 工作物の設置・増改築、木竹 の伐採等の行為に対して原則、 規制はありません。

(自然公園や鳥獣保護区等に 該当する区域の場合、行為が 規制される場合があります)

- 自然共生サイトの申請は、土 Q3 地の所有者以外からでも可能 か。
- A 土地所有者の同意があれば、 自然共生サイトでの活動に対 して責任を負う活動責任者か らの申請も可能です。
- 自然共生サイトの認定期間は。 Q5 認定後に申請内容に変更が あった場合はどうなるのか。
- A 認定後、5年ごとの更新が必要になり、自然共生サイトの状況が分かるモニタリング結果等の環境省への提出が必要です。認定後に申請内容の変更があった場合は変更認定申請や認定辞退も可能です。

- 自然共生サイトに認定された Q2 場合、サイトの情報等が公表 されるのか。
- A 認定を受けた自然共生サイト サイトの概要等が環境省の ホームページ公開されます。 希少種の生息情報等、公開に 支障がある情報については公 開されません。
- 自然共生サイトの申請にあ Q4 たって面積の上限、下限はあ るのか。
- A 面積の上限、下限は設定されていないため、小さな区域でも認定基準を満たせば申請可能です。
- 自然共生サイトの認定を受け Q6 るメリットは何か。
- A 認定を受けた自然共生サイト は国際データベースへ登録されるほか、環境省において申 請者への支援策が検討されて ています。

お問い合わせ先

やまぐち生物多様性センター(山口県環境生活部自然保護課内)

山口県山口市滝町1番1号

TEL:083-933-3050 FAX:083-933-3069

Mail:a15600@pref.yamaguchi.lg.jp

自然共生サイトについて詳しく知りたい方は、環境省ウェブページ(2次元バーコードを読み取るとページへジャンプします)をご覧ください。 →

